

**令和6年第2回
羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会（定例会）
会議録**

日 時 令和6年4月10日（水）午後1時30分～午後1時50分

場 所 羽村・瑞穂地区第2学校給食センター会議室

出席者の氏名 4名

教育長 儘田 文雄、教育長職務代理者 鳥海 俊身、
委員 永井 英義、委員 村上 豊子

欠席者 委員 塩田 真紀子

傍聴者 なし

出席した職員の職・氏名

事務局長 田中 智文、給食課長 田島 等、管理給食係長 瀧島 淳介、
管理給食係 大瀧 枝里子

組織市町教育委員会の出席者の職・氏名

羽村市教育委員会生涯学習部参事 吉川 泰弘
羽村市教育委員会生涯学習部学校教育課長 伊藤 晋
瑞穂町教育委員会学校教育部長 目黒 克己
瑞穂町教育委員会学校教育課長 大澤 達哉

議事日程

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 議席の指定について

日程第3 会議録署名委員の指名について

日程第4 議案第3号 臨時代理の報告及び承認を求めることについて〔羽村・瑞穂地区学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則〕

日程第5 議案第4号 令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第1号）のうち教育費に係る部分の意見聴取について

日程第6 議案第5号 教育委員会委員の辞職の同意について

日程第7 報告事項 令和5年度羽村・瑞穂地区学校給食費不納欠損処分について

会議経過

***** 開 会 *****

○教育長（儘田文雄） 改めまして、こんにちは。

ただいまの出席者は4名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第2回羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会（定例会）を開会します。

本日の議事日程は、予めお手元に配付したとおりです。

〔日程第1〕

○教育長（儘田文雄） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席はただいま御着席の議席とします。

〔日程第2〕

○教育長（儘田文雄） 日程第2、議席の指定を行います。

羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会会議規則第6条により、「委員の議席は委員の任命があったつど、教育長が会議に諮って、これを指定する」と規定されています。議席につきましては、ただいま御着席の議席としますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議席につきましては、ただいま御着席の議席に指定します。

〔日程第3〕

○教育長（儘田文雄） 日程第3、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、「羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会会議規則」第27条第2項の規定により、教育長において、永井英義委員を指名します。よろしく申し上げます。

〔日程第4〕

○教育長（儘田文雄） 日程第4、議案第3号「臨時代理の報告及び承認を求めることについて〔羽村・瑞穂地区学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則〕」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（田中智文） 教育長、事務局長です。

○教育長（儘田文雄） 事務局長、お願いします。

○事務局長（田中智文） 議案第3号「臨時代理の報告及び承認を求めることについて〔羽村・瑞穂地区学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則〕」について、説明します。

本案は、教育委員会の議決事項である「羽村・瑞穂地区学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、4月1日付けで施行することとなったため、教育委員会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったことが明らかであったことにより、「羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会行政組織規則」第5条第1項の規定に基づきまして、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定に基づき、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

本規則の改正につきましては、組織市町の学校給食費に対する保護者負担軽減事業実施に伴い、規則の一部改正を行うものであります。

議案第3号資料、羽村・瑞穂地区学校給食センターの管理及び運営に関する規則、新旧対照表の1ページを御覧ください。

改正の内容につきましては、附則の第2項として羽村市の区域内の小・中学校に在学する児童又は生徒の保護者が負担する給食費の令和6年度の特例として、今回改正する増額分に相当する給食費の保護者負担の軽減を規定するものでございます。

また、附則の第3項として、瑞穂町の区域内の公立小・中学校に在学する児童又は生徒の保護者が負担する給食費の令和6年度の特例として、給食費無償化に相当する保護者負担の軽減を規定するものです。

なお、規則改正につきましては、令和6年4月1日から施行しております。

以上、よろしく審議のうえ、御承認くださいますようお願いいたします。

○教育長（儘田文雄） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。

何か質疑はございますか。よろしいでしょうか。

（質疑なし）

○教育長（儘田文雄） ないようですので、質疑を終了します。

お諮りします。議案第3号「臨時代理の報告及び承認を求めることについて〔羽村・瑞穂地区学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則〕」は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○教育長（儘田文雄） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

〔日程第5〕

○教育長（儘田文雄） 日程第5、議案第4号「令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第1号）のうち教育費に係る部分の意見聴取について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（田中智文） 教育長、事務局長です。

○教育長（儘田文雄） 事務局長、お願いします。

○事務局長（田中智文） 議案第4号「令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第1号）のうち教育費に係る部分の意見聴取について」御説明いたします。

補正予算の詳細ですが、お手元に配付しました議案第4号を1枚おめくりいただき、別紙「令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第1号）案概要説明書」を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億2千821万9千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4千30万7千円とするものです。

給食食材費の価格高騰等に伴い、令和6年4月から学校給食費を改定することとしましたが、物価上昇が続く中、学校給食費は子育て世帯にとって大きな負担となっていることから、保護者の学校給食費の負担軽減を図るため、令和6年度予算において、羽村市・瑞穂町からそれぞれ学校給食費保護者負担軽減事業を予算計上していただきました。

今回の補正は、羽村市、瑞穂町で3月の定例会において予算計上された補助額に基づき、補正予算として措置するものであります。

羽村市、瑞穂町のそれぞれの補助額は、説明欄にも記載がありますが、羽村市から学校給食費改定分に相当する3千93万9千円、瑞穂町から学校給食費無償化に相当する9千728万円となります。

次に歳出ですが、学校給食用食材料購入費については、公会計である羽村・瑞穂地区学校給食組合一般会計からではなく、私費会計である羽村・瑞穂地区学校給食費会計から支出することから、歳入額と同額である1億2千821万9千円を羽村・瑞穂地区学校給食費会計へ支出する額として予算計上するものでございます。

以上で、議案第4号「令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第1号）のうち教育費に係る部分の意見聴取について」の説明とさせていただきます。

○教育長（儘田文雄） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。

何か質疑はございますか。

(質疑なし)

○教育長(儘田文雄) ないようですので、質疑を終了します。

お諮りします。議案第4号「令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算(第1号)のうち教育費に係る部分の意見聴取について」は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○教育長(儘田文雄) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

[日程第6]

○教育長(儘田文雄) 日程第6、議案第5号「教育委員会委員の辞職の同意について」を議題とします。

本議案につきましては人事案件ですので「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7講のただし書きの規定により非公開としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○教育長(儘田文雄) それでは本議案については非公開といたします。

《非公開審議》

《非公開審議終了》

[日程第7]

○教育長(儘田文雄) 日程第7、報告事項「令和5年度羽村・瑞穂地区学校給食費不納欠損処分について」事務局からの説明を求めます。

○給食課長(田島等) 教育長、給食課長です。

○教育長(儘田文雄) 給食課長、お願いします。

○給食課長(田島等) 報告事項「令和5年度羽村・瑞穂地区学校給食費不納欠損処分について」報告します。

お手元に配付いたしました報告事項資料を御覧ください。

この不納欠損処分につきましては「羽村・瑞穂地区学校給食費不納欠損処分(内規)」

に基づき、処分を行ったものです。

不納欠損処分の内容ですが、1の不納欠損額は、5世帯、延べ15件で、合計49万2千480円です。

(1) 小中学校別内訳が、小学校給食費は、羽村市が1件、3万9千500円、瑞穂町が3件、9万5千930円。計4件で13万4千980円です。

中学校給食費は、羽村市が7件、22万5千200円、瑞穂町が4件、13万2千300円。計11件、35万7千500円です。

(2) 年度別内訳が、平成22年度から平成25年度までの各年度の金額については、記載のとおりです。

2の不納欠損理由ですが、内規第2条第5項「学校給食費を徴収する権利の消滅時効に係る期間が経過し、かつ、滞納者が羽村・瑞穂地区から転出していること、住所・居所が不明であること等により、滞納者から時効の援用の意志を確認できないとき。」に該当する世帯が2世帯です。

年度別内訳表では、瑞穂町の平成22年度から平成25年度の滞納分で、延べ7件、22万8千230円です。

同条第6号「10年間滞納学校給食費が納入されないとき。」に該当する世帯が3世帯です。

年度別内訳表では、羽村市の平成22年度から平成25年度の滞納分で、延べ8件、26万4千250円です。

3、不納欠損日は、令和6年3月31日です。

以上で、報告事項「令和5年度羽村・瑞穂地区学校給食費不納欠損処分について」の説明とさせていただきます。

○教育長（儘田文雄） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

(質疑なし)

○教育長（儘田文雄） ないようですので、質疑を終了します。

これをもちまして令和6年第2回羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会（定例会）を閉会します。

以上、会議の経過（概要）を記載し、その相違がないことを証するために、ここに署名をいたします。

令和6年4月10日

羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会

教育長

羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会

委員